

文部科学省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」保護者説明会アンケート Q&A

はじめに、吹田市における特別支援教育は「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、障がいの有無にかかわらず、すべての子供たちが、自分の持てる力を発揮し、互いの力を認め合い、地域社会の中で関わりながら、ともに生きていく力や態度を育てています。その上で、配慮を要する子供の教育的ニーズに応じた教育課程を編成・実施し、校内支援体制や環境調整、教職員研修の充実に努めています。

昨年、11月8日と11日に実施した保護者説明会「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」には、多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。会場でのアンケートをはじめ、お電話でのお問い合わせ、ご質問をQ&Aという形で整理させていただきました。

今後とも本市の教育活動にご理解とご協力賜りますよう、よろしくお願いたします。

	保護者からの質問 (アンケート用紙等より)	回答
1	令和5年度は具体的にどう変わるのか。	令和5年度は変更はありません。ただし、現在自立活動や抽出授業が1時間もない状況は、支援学級に在籍し特別な教育課程を実施している状況ではないため、改善を図る必要があります。
2	支援学級に在籍した場合、1日の大半を支援学級で過ごす形になるのか。	全ての児童生徒が該当することはありません。支援学級は、自立活動に加え、下学年や特別支援学校の学習内容を取り入れてカリキュラムを編成し、個に応じた特別な学び方を実践することから、個々の児童生徒の状況により支援学級で大半の時間を過ごすことになる児童生徒もいます。
3	自立活動とは、どのような活動ですか。	「身体の動き」、「コミュニケーション」等のトレーニングにより、学習や生活に役立つ知識や技能等を身に付けるため、個別または集団で学ぶ活動です。
4	令和6年度からはある程度個々の状況にあった対応となるのか。	個々の障がいの状況や心身の発達等に応じ、対応します。
5	学びの場の決定は誰がどのように判断するのか。	最終的には市教育委員会が決定しますが、教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し本人及び保護者と学びの場について合意形成を図ることが大切です。
6	支援学級や通級指導教室への入級や学びの場の変更のタイミングは年1回なのか。	支援学級の入級・退級については、原則年度毎に見直しを行います。通級指導教室の入級については、市教育委員会開催の月1回の入級会議で決定することから、年度途中での入級も可能です。
7	国語、数学以外での教科が抽出になるのか。	児童生徒一人ひとりの障がいの状態、教育的ニーズ等を踏まえ、教科や学習内容は個々て異なります。
8	現在国語・算数のみ抽出授業を受けているが、令和6年からも半数には満たないが支援学級での授業が必要となれば支援学級に在籍できるのか。	支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりの学びの場は、その子供の障がいの状態、教育的ニーズ、学校の状況等を総合的に勘案し、判断することから、授業時数が在籍の基準となることはありません。
9	支援学級に在籍で国語・算数は当該学年の授業をやってくれるのか。	支援学級は、原則、下学年の学習内容等を個に応じて対応しておりますが、個に応じて当該学年の学習内容を取扱う場合もあります。
10	授業時数の半数であれば、国語、数学以外にも抽出し、支援学級での授業を行うことになるのか。中学校だと数学、国語、英語で半数となるのか。	授業時数の半数はあくまでも目安であり、個々の教育的ニーズや学校の状況により異なります。
11	吹田市は入り込みでの指導や、支援学級での抽出による指導は今後も続けていくとの理解でいいのか。	個々の障がいの状況や心身の発達等に応じた「特別的教育課程」を編成し、教育活動を実施します。「ともに学び、ともに育つ」理念のもと、全ての児童生徒がご指摘の実施形態になるとは限りませんが、個々の教育的ニーズに即した支援の在り方について検討していきます。
12	トラブルでパニックになった時にクールダウンできる場所がなくなるのか。	どの学びの場に在籍している児童生徒についても、クールダウンする必要がある場面では、状況に応じ、落ち着ける教室や場所を提供します。
13	支援学級に在籍で通常学級での授業時間を増やしていこうと思うが、今回の変更では柔軟な対応が難しくなるのか。	柔軟な対応は可能です。
14	現在は支援学級に一度在籍すると通級指導教室に学びの場を変更することはできないが、今後は通級指導教室から支援学級に戻ることも選択できるようになるのか。	柔軟に学びの場を検討することを想定しており、現在の制度を変更する予定です。
15	一度支援学級に在籍から通常学級へ在籍を移し、通常学級に在籍後、やはり支援学級が最適となった場合はどうなるか。	在籍の変更については、令和6年度以降は柔軟に対応するよう検討しております。
16	支援学級に在籍の児童生徒は教育支援教室(光の森・学びの森)へ入室することはできないのか。	令和5年度については、支援学級に在籍の児童生徒は入室することはできませんが、令和6年度以降は、入室可能になるよう検討しております。
17	現在子供が不登校だが、支援学級に在籍できるのか。	在籍できます。
18	令和5年度7月までにIQなどの検査が必要か。	発達検査等は任意で実施するため、必ず検査するものではありません。
19	令和6年度以降、子供の特性と今後を見据えた成長を考えて在籍している学校の先生方と話し合って柔軟に対応してくれるのか。	必要な支援を児童生徒、保護者、学校が合意形成を図ったうえで、入級については、学校が主体となり柔軟に対応します。
20	合理的配慮の判断は誰がするのか。	合理的配慮の決定については、子供や保護者からの要請を受け、原則各学校の実情に応じて子供や保護者と相談しながら内容について合意形成を図ります。必要に応じて、教育委員会も参加して検討する場合もあります。

	保護者からの質問(アンケート用紙等より)	回答
21	通常学級での入り込みがなくなり、担任の負担が増えるが、合理的配慮として担任に子どものコミュニケーションの面などの配慮をお願いすることは可能か。	支援学級の在籍の有無に関わることなく、合理的配慮の提供は可能なため、必要に応じて、学校にご相談ください。
22	支援学級では自立活動や支援学校の内容の学習が受けられるとありますが、今の先生方にそのような指導ができるのか。	支援学級担任として、在籍する児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズに応じた指導を行うよう研修等を実施し、指導力向上に努めます。
23	令和6年度から、支援学級在籍から通常学級在籍に変更した場合、どんなサポートを受けられるのか。	合理的配慮を含めた人的支援等の様々なサポート体制を検討しております。
24	必要な支援人材の目標について、具体的な数字は持っていますか。	現段階では未定ですが、学びの場の変更等、各学校の状況を確認し、そのうえで配置していきます。
25	支援人材について、どのような資格を取得して、どのような経験のある人を配置するのか。	資格や教職に関わる指導経験、仕事に対する意欲も含め適切な人材確保に努めます。
26	どのような手法で支援人材を確保していくのか。	現在、多数の方に障がい児補助員等に登録していただいております。その方々への声掛けや市報、ホームページ等で募集をかけ、人材確保に努めます。お知り合いの方で興味のある方がいれば情報提供していただくと有難いです。
27	方針を進めていく上で、かなりの人員が必要と思うが、人員が確保できなくても、令和6年度より進めていくのか。	令和6年度を目標として体制整備を進めておりますが、状況を確認、検討しながら、柔軟に対応していきます。
28	難聴で合理的配慮(手話通訳)があれば通常学級でもやっていると、常に手話ができる先生がついてくれるのか。	現在、市内には手話通訳のできる教職員、及び会計年度任用職員が在籍していますが、全ての難聴児童生徒に全時間配置はできていません。個々の状況により、ロジャーマイクの貸与、書字での支援、座席位置や安全面での配慮等、必要な支援や配慮の提供に、引き続き努めていきます。
29	中学校での支援学級在籍での進路(高校入試含む)・評価がどうなるのか。	支援学級在籍生徒の進路・評価については、学び方等により状況が様々であることから、当該校と十分に話し合い、確認してください。
30	通級指導教室を選択した場合、評価はどうなるのか。	通級指導教室による指導をうける児童生徒は、通常学級に在籍するため、各校の教育課程に則り、評価を行います。
31	中学校で支援学級在籍を選んだ場合、抽出が原則になると思うが、進路は平等に選べるのか。評価がないということになれば、進路が狭まるのではないのか。	支援学級に在籍し、特別な学び方で学習している場合は、通常学級の児童生徒とは別の評価方法で評価を行います。進路については、本人の目標等も含め在籍校と十分に相談し、より適切な進路先を決定します。
32	通級指導教室の場合、入り込み指導はないのか。また、月2～3回のみの自立活動になるのか。	個々の教育的ニーズを把握したうえで、個別的教育支援計画を作成し、その対応にあたることから、入り込み指導や自立活動の時間は個々により差は生じます。
33	通級指導教室の入級については、入級会議で審議の結果とあるが、その結果はどのくらいで通知され審議の細やかな基準はどういったことになるのか。	事前に教職員や保護者の見立てを元に、当該児童生徒の様子を担当が確認し、月1回市教育委員会開催の入級会議で協議を行い、判断します。その後速やかに入級の可否を学校から保護者へ連絡します。通級指導教室において、特別的教育課程を編成することにより、当該児童生徒の成長につながるかどうか判断基準となります。
34	通級指導教室のクラス数が今後、増えていくのか。受入人数が増えるということか。	今後、入級を希望する児童生徒数が増加が見込まれるため、全校に通級指導教室が設置できるよう、人材確保や環境整備を進めています。
35	通級指導教室は年度途中の入級可能とあるが、資料7ページには令和5年度4月からの入級はできないと記載されている。どちらが正しいのか。	現在の通級指導教室の制度では、支援学級退級後は通級指導教室には入級することができませんが、令和6年度からは、柔軟な学びの場の選択ができるよう制度変更を行い、支援学級を退級した児童生徒も月1回の入級会議の審議により入級が可能となります。
36	通級指導教室への入級の判断材料として、LDやADHD等、医師による診断が必要なのか。	医師による診断や発達検査等の結果は必要ありません。
37	通級指導教室の時間数について、児童生徒の状況に応じて時間数を変えるなどの対応はされるのか。	本人や保護者と十分に合意形成を図ったうえで、個々の教育的ニーズや状況に応じ、必要な時間数を設定していきます。
38	他校通級で送迎ができない場合はどうすればいいか。また、放課後デイサービスを利用して他校通級に通うことはできますか。	現段階では小学生については、保護者による送迎をお願いしております。
39	通級指導教室は難聴に対応しているのか。	現在の対象は①LD、ADHD、自閉スペクトラム症など発達に課題のある幼児児童生徒、②構音に誤りのある幼児児童生徒、③その他(吃音、場面緘黙など)ですが、今後は、学校教育法施行規則第140条知的障がい以外の難聴を含む障がい種別に対応した通級指導教室の運用を検討中です。
40	国からこの通知に基づいた対応を開始する時期や期限はありますか。	具体的に明記されていません。各自治体での判断となります。
41	東京大学大学院教育学研究科(以下、東京大学)との連携協定を吹田市は締結しているが、今回の保護者対象説明会には関わっているのか。	説明会資料の記載内容により、説明会の内容に東京大学からの助言を反映しているかのような誤った印象を与えてしまいました。なお、東京大学とは、「ともに学び、ともに育つ」という理念のもと吹田市がすすめてきたインクルーシブ教育を継続・発展させていくという合意を、吹田市教育委員会教育長と東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター長との間で確認し、その上で今後も連携を継続していくことになっています。
42	東京大学大学院教育学研究科との連携協定では何をしているのか。	本協定については、現在、学校教育部教育センターが所管しており、吹田市内の学校をインクルーシブな空間にしていくことを目指し、学校現場の教職員で構成された研究会での研究活動や研究推進校における授業実践において知見の提供及び助言をいただいております。
43	東京大学大学院教育学研究科は、今後も吹田市の学校教育については知見の提供や助言は行わないのか。	今後は、学校教育部教育センターとの連携のみならず吹田市の学校教育の土台づくりにも知見の提供及び助言をいただく予定です。それにあたり、教育委員会としても部署間の連携を深め、全体として「ともに学び、ともに育つ」の理念に即した学校教育を推進していきます。